

令和7年度 第4回

鳩山町教育委員会会議録

令和7年9月26日 開会

令和7年9月26日 閉会

鳩山町教育委員会

令和7年度第4回鳩山町教育委員会

1 招集期日 令和7年9月26日（金） 鳩山町役場3階301会議室

2 開閉日時及び宣告者

開会：令和7年9月26日（金）午後1時30分 教育長 宮崎宣男
閉会：令和7年9月26日（金）午後2時50分 教育長 宮崎宣男

3 教育長及び委員の出席状況

教育長	宮崎	宣男	出席
1番	小峰	洋	出席
2番	伊藤	絵里子	出席
3番	村岡	満子	出席
4番	関根	康弘	出席

4 教育長、委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当主幹	松ノ元 弘毅
教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当主幹兼指導主事	根岸 義典
教育委員会事務局幼稚園教務指導担当主幹	坂元 正太
教育委員会事務局総務・学校教育担当主幹	小峰 弘基
教育委員会事務局総務・学校教育担当	黒川 寛太

5 書記 教育委員会事務局長

島野 紀美夫

令和7年度第4回鳩山町教育委員会議事日程

令和7年9月26日（金）
午後1時30分～
鳩山町役場3階301会議室

開　　会

日程第1　　前回会議録の承認

日程第2　　教育長の報告

(1) 一般教育行政報告

(2) その他

日程第3　　議　　事

議案第5号　鳩山町立鳩山幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について

議案第6号　令和8年度当初教職員人事異動の方針の制定について

議案第7号　令和7年度準要保護児童生徒の認定（追加）について

日程第4　　そ　の　他

(1) 協議事項

(2) 教育委員報告事項

(3) その他

(4) 次回教育委員会の開催日程

令和7年10月24日（金）又は30日（木）

13時30分～役場2階委員会室

閉　　会

◎ 開会の宣告（午後1時30分）

○宮崎宣男教育長

- ・ただいまの出席委員数は5人である。ただいまから、令和7年度第4回鳩山町教育委員会を開会する。

・次に、鳩山町教育委員会規則第15条に「会議は教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、その決議により秘密会としたときはこの限りでない。」と規定されておりますが、本日の当委員会に対し、傍聴を希望する方々がみえた場合、傍聴を許可することに異議はないか。

(異議なし)

- ・「異議なし」と認め、傍聴者がみえた場合入場を認めることとする。

- ・それでは、進行は職務代理者にお願いする。

◎ 日程第1 前回会議録の承認

○小峰職務代理人

- ・日程第1、前回会議録の承認について事務局長より説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・令和7年7月31日に開催した令和7年度第3回教育委員会会議録の原案を委員の皆様に事前に郵送させていただいた。
- ・誤字、脱字等お気づきの点があれば、ご指摘いただきたい。

○小峰職務代理人

- ・この件について、質疑及び訂正事項等はあるか。

【質疑等】

(なし)

(全委員署名)

◎ 日程第2 教育長の報告

(1) 一般教育行政報告

○小峰職務代理人

- ・日程第2、教育長の報告について、宮崎教育長から、(1) 一般教育行政報告をお願いしたい。

○宮崎教育長

- ・資料 0 に基づいて、4 点報告する。
- ・1 つ目が、夏期休業中並びに 2 学期当初の各園・小・中学校の状況についてで、各小中学校、園とも夏期休業中並びに 2 学期当初、大きな事件・事故等に巻き込まれたという報告はない。
- ・2 つ目が、全国学力学習状況調査、埼玉県学力学習状況調査、小学校第 2・4 学年各種調査等についてで、調査の目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、学校の取組の成果、課題を検証し、先生方の授業改善等に役立てるものである。

全国学力調査における町内小中学校の平均正答率はご覧のとおりである。なお、理科については 500 点を標準とした、IRT（項目反応理論）による数値が示されている。また、全国調査では児童生徒の日常生活と学力との関連を観るために調査も行っており、その結果、小・中学校とともに学校の授業以外の勉強時間が少ないことがわかり、家庭学習時間の確保とその定着が課題となっている。また、無回答率についても小・中学校ともに高く、普段の授業での取組の改善を強く学校に求めていきたい。

埼玉県学力・学習状況調査結果概要資料の正答率については、顕著な例として、亀井小学校の 4 年生が国語・算数が、また、6 年生では算数がそれぞれ県平均を上回っている。中学校では 1 年生の数学において県平均を上回る正答率となった。資料 3 では学力を伸ばした児童の割合が県平均を上回っている教科が多く、授業の成果が着実に上がってきてることが伺える。今後、児童生徒の学力を伸ばした先生の授業を町全体で共有し参考にしていきたい。

小学校で行われた学力検査では小学校 2 年生の段階でかなり学校間で学習の定着に差が見られる。特に学習の基本である読み書きに課題があり、低学年からの読書活動の工夫、推進が必要であると考えられる。知能検査の結果では、町全体としては、2 年生、4 年生ともにほぼ全国平均並みとなっている。

- ・3 つ目が、鳩山町人権問題研修会についてで、8 月 22 日(金)に実施した研修会にはお忙しいご出席いただき感謝する。低学年を中心に担任を重ねてきた先生方の一部に、自分は人権教育を実施していないのではないかという思いを抱いている方が散見されていることから、教科調査官として日本の道徳教育をリードしてきた浅見哲也先生にご講演をいただいた。人権教育・道徳教育の根底に流れる相手を思いやる心の育成の重要性を改めて確認できた。
- ・4 つ目が、関係する行事等の日程についてで、10 月 3 日(金)にシリーズ大人の教養講座「チョコレートの世界へようこそ」が、4 日(土)に鳩山町立鳩山幼稚園運動会が、5 日(日)に鳩山町スポーツフェスティバルが、9 日(木)に今宿小学校運動会が、10 日(金)及び 11 日(土)に南比企窯跡焼成見学会が、17 日(金)にシリーズ大人の教養講座「鎌倉街道上道と鳩山」が、19 日(日)に町民グラウンドゴルフ大会が予定されている。

【質疑応答】

○小峰職務代理者

- ・教育長からの報告に対し、質疑のある場合はお願いしたい。

○小峰職務代理者

- ・南比企窯跡焼成見学会の場所はどこか？

○宮崎教育長

- ・まつぼっくりの奥の芝生に入ったところである。

○伊藤委員

- ・資料4のP2の全国学力・学習状況調査の回答結果集計〔児童生徒質問〕の選択肢1, 2, 3, 4について説明いただきたい。

○宮崎教育長

- ・1がよくあてはまる、2があてはまる、3があまりあてはまらない、4があてはまらない、という意味である。
- ・なお、資料1～5の全国学力学習状況調査、埼玉県学力学習状況調査、小学校第2・4学年各種調査に関する資料は、後程回収させていただきたい。

○小峰職務代理者

- ・ほかに質疑がなければ、事務局長からの報告をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・私からは、「令和7年第3回鳩山町議会定例会について」報告させていただく。
- ・【資料6】をご覧いただきたい。「令和7年 第3回 定例会」は、9月2日から12日までの11日間の会期で開催された。
- ・次に、【資料7】をご覧いただきたい。定例会「提出案件」については、当初議案22件と報告3件で、いずれも原案のとおり可決・承認された。
- ・このうち、教育委員会に関する案件は、議案第50号「令和6年度鳩山町一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第58号「令和7年度鳩山町一般会計補正予算（第3号）の議定について」、及び議案第62号の「教育委員会委員の任命について」の3件であった。
- ・また、最後の報告第6号「令和6年度教育委員会の事務に関する点検評価の報告について」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会に報告をした。
- ・それでは、議案番号順に、概要説明をさせていただく。
- ・先ず、議案第50号の「令和6年度鳩山町一般会計決算」であるが、【資料8】の3ページ、「1決算の状況」の【対前年度予算現額・決算額比較表】をご覧いただきたい。
- ・一般会計の決算額は、歳入総額：59億2,697万6,407円、前年度比較1億866万5,116円、3億5,071万3,927円、5.6%の減、予算現額に対する執行率は、98.9%、調定額に対する収納率は99%であった。
- ・また、歳出については、歳出総額：56億3,372万6,126円、前年度比較、4億513万174円、6.7%の減、予算現額に対する執行率は、94%であった。
- ・その結果、歳入歳出差引額は、2億9,325万281円という決算状況となっている。
- ・また、教育費については、8ページの【対前年度 支出済額 比較表】をご覧いただきたい。
- ・令和6年度の決算額は、支出済額：5億2,967万4,594円、執行率は97.2%、前年度比較、3,185万466円、5.7%の減となっている。
- ・これは、前年度に実施した「教育用センターサーバー構築業務」及び「小・中学校体育館LED照明設置工事」などの事業経費が減少したことが要因である。
- ・次に、【資料9】をご覧いただきたい。議案第58号の「一般会計補正予算（第3号）」における教育委員会事務局所管に係る「補正予算の概要資料」である。

- ・資料、1ページをご覧いただきたい。人件費以外の補正予算の主な内容として、(項)4 幼稚園費 (目)1 幼稚園管理費、及び(項)6 生涯スポーツ費 (目)2 体育施設管理費、それぞれ、記載のとおり、修繕料及び手数料の「所要額の補正」を行っている。
- ・次に、議案第 62 号の「教育委員会委員の任命について」であるが、村岡委員の任期が令和 7 年 9 月 30 日で満了となることから、再任について、上程したものである。
- ・本件については、議員全員の同意をもって承認されたので、報告させていただく。村岡委員におかれましては、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げる。
- ・以上が、「教育委員会に関する議案」の概要説明となる。
- ・続いて、【資料 10】をご覧いただきたい。「一般質問」については、9人の議員から「通告」があり、このうち、教育行政に関する質問は、再質問を含め、6人であった。
- ・質問の内容としては、1ページの、【質問順序】1番の関根清隆議員からの
- ・「2. 落雷や誘拐から小中学生を守るため、通学バスの導入等を提案する」
- ・及び、「3. 小中学校の統廃合についてたずねる」
- ・2ページから3ページの、【質問順序】3番の中山明美議員からの「2. 町内小中学校の熱中症対策について」、同じく、3ページ、【質問順序】4番の小鷹房義議員の「1. 食農教育について」4ページの、【質問順序】5番の日坂和久議員からの「1. 町内で開催される行事や催し物と町が持つ施策・戦略等を連携させ、安心安全で活力あるまちづくりを産出することについて」の「(1)はとやま祭の在り方について」、の「① 2026 年のはとやま祭の一環として、同日に復元古代窯焼成実験窯出しイベントの開催を提案するが、いかがか。」、5ページの【質問順序】6番の清水秀幸議員からの「1. 熱中症対策への取り組みについて」及び「3. 鳩山町における GIGA スクール構想について」、8ページから9ページの、【質問順序】9番の野田小百合議員からの「2. 多様な方が互いに理解し合い、共に安心して暮らせる町にするために」の、「(3)教育について」の一般質問を受け、これに対する答弁をおこなっている。
- ・また、5ページ、【質問順序】6番の清水秀幸議員の「2. 公有財産（美術品）の売却について」の再質問を受けている。
- ・最後に、【資料 11】をご覧いただきたい。
- ・こちらについては、9月定例会に報告した6月定例会以降の令和7年6月から令和7年8月までの教育委員会に対する「一般教育行政 定期報告書」になるので、後ほど、ご覧いただきたい。
- ・報告は以上となる。

【質疑応答】

○小峰職務代理者

- ・事務局長からの報告に対し、質疑のある場合はお願いしたい。

○小峰職務代理者

- ・中山議員の、町内小中学校の熱中症対策にかかる一般質問への回答をお聞きしたい。

○島野事務局長

- ・(1)「熱中症の状況」については、小学生、中学生とも、熱中症の症状を示した生徒は確認されていないことを答弁した。
- ・(2)「41.4°C を記録した 8/5(火)に部活動を行ったか」については、当日の午前中は、サッカーチーム、女子バスケットボール部、ソフトテニス部が活動し、吹奏楽部は、大会に出場したが、当

日の最高気温 41.4 度を観測した午後には、すべての部活動が活動していなかったものと認識している旨を答弁した。

- ・「(3) 部活動中止の基準」については、熱中症警戒情報や、活動場所の「暑さ指数（WBGT）」を基に、中学校においては、教職員間で共有している『熱中症発生時の対応マニュアル』や、国や県が示す『熱中症対策のためのガイドライン』も参考にしながら、各校において適切な判断のもと、部活動の実施・中止を決定していると答弁した。

○小峰職務代理者

- ・今年の夏は想像を絶する暑さであり来年度以降改善されないと思うので事前に生徒や保護者へ情報が伝わるようにしてくれるとありがたい。

○関根委員

- ・関根議員の、落雷の危険性対策としての通学バス導入の提案に関する一般質問の回答をお聞きしたい。

○島野事務局長

- ・現在、町内小中学校 4 校のうち、亀井小学校において、下校時のスクールバスを運行しているが、令和 7 年 7 月末時点で、亀井小学校の全校児童 59 名のうち、20 名が利用登録をしており、1 学期の 1 日あたりの平均利用者数は 15.7 人であること、ご提案いただいた通学バスのさらなる導入については、各地域の実情や通学状況を十分に踏まえ、その必要性や効果に加え、費用面も含めて、総合的に検討していくことが重要であると考えていること、落雷対策については、令和 7 年 4 月に発出されている文部科学省及び埼玉県教育委員会の通知等を基に、各校において、指導を行っていることを答弁した。

○関根委員

- ・具体的な内容の答弁ではなかったということか。

○島野事務局長

- ・総合的に検討していくことが重要であることを答弁している。

○小峰職務代理者

- ・今年は雷はあったが降雨がなかったため、酷い落雷は無かったように思う。下校途中など外出中に雷が鳴った場合、店舗等の逃げ込み先が少ないので、こども 110 番の家の、改めての活用として、避難させてもらうなどが必要と思う。

○島野事務局長

- ・ご指摘のとおり、下校途中など屋外で雷が発生した場合、児童が安全に避難できる場所を確保することは重要であると認識している。
- ・通学途中の避難場所の確保については、今回の一般質問に対する答弁においても、周囲に適切な

避難場所がない場合には、高い構造物や樹木などから十分に距離をとり、姿勢を低くして地面との接地面を最小限にする行動が被害の回避に有効であるとされていること。また、こうした行動に加え、児童生徒が自ら危険を予測し、適切に回避する能力を身に付けるための実践的・体験的な安全教育を行うことが重要であると考えている旨の答弁を行っている。

(2) その他

(なし)

◎ 日程第3 議事

○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、日程第3 議事に入る。

(1) 議案第5号 鳩山町立鳩山幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について

- ・朗読：島野事務局長/説明：町立鳩山幼稚園 教務・指導担当 坂元主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第5号 鳩山町立鳩山幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、「議案第5号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。
(議案第5号を朗読)
- ・議案の内容説明については、町立鳩山幼稚園 教務・指導担当 坂元主幹からさせていただく。

○坂元主幹

- ・本日お諮りする、議案第5号「鳩山町立鳩山幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただく。
- ・まず、改正の経緯について、簡単にご説明させていただく。
- ・鳩山幼稚園の「子育て支援の充実」および「多様化する保育ニーズへの対応」を図るため、魅力アップ計画の3つの柱の一つである「保育時間の延長」を本格的に実施するにあたり、鳩山町立鳩山幼稚園預かり保育規則について、必要な改正を行うものである。
- ・主な変更は「預かり保育の利用時間の延長」、「長期休業期間中の実施時間の設定」、「費用負担に関する規定」である。
- ・次に、一部改正の主な内容について、資料①に沿ってご説明する。
- ・先ず、「第1条」で、教育時間「終了後」のみならず、「教育時間以外の時間」においても預かり保育の対象とするため、目的規定を改めている。
- ・次に、「第3条」の「対象児の規定」において、「定時に帰宅困難な園児」から「家庭での保育が困難な園児」へと文言を見直し、利用対象の拡充を図っている。
- ・次に、第4条の「保育実施日の規定」において、鳩山幼稚園管理規則の略称規定を設けるとともに

に、幼稚園管理規則第4条に定める休業日のうち、第5号から第8号に「春季、夏季、冬季、学年末」の休業日が指定されていることから、それを削除し、第1項第1号から第4号に該当する日を除く旨を明示した。

- ・次に、第5条の「保育時間等の規定」において、第1項の「通常の預かり保育時間」を「午後6時まで」に延長し、第2項として、「春季、夏季、冬季、学年末」の長期休業期間中は、「午前8時30分から午後5時まで」とする預かり保育時間を新たに追加するとともに、現行、第2項の規定を第3項とし、園児の登降園について、保護者による責任ある送迎を明示する内容に改めた。
- ・次に、第7条として、「費用負担の規定」を新設した。「保育料徴収に関する条例」との整合を図るため、保護者の費用負担に関する規定を設け、長期休業期間中の「時間帯に応じた取扱いの明確化」を行った。
- ・具体的には、1回：4時間以内とし、4時間を超える場合は、2回としている。
- ・次に、第8条以降については、第7条の新設にともなう、「条ずれ」の改正を行っている。
- ・また、「本則の改正」とあわせた「別記様式」の改正もあわせておこなっている。
- ・資料②をご欄いただきたい。上段の「対象園児の表」の「年齢・学級名」欄に、3歳児・もも組を追加し、下段の「保育を受けようとする日」の記入方法の改正を行っている。平日の預かり保育では迎え時刻を、長期休業日においては送り時刻と迎え時刻を記入する形へ改正した。
- ・最後に、附則として、「この規則は、令和7年10月1日から施行する。」とするものである。
- ・以上簡単だが、鳩山幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則の説明とさせていただく。

【質疑応答】

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。

○村岡委員

- ・預かり保育の状況をご説明いただきたい。

○坂元主幹

- ・令和7年度の春季・夏季の長期休み97日間に、212人が預かり保育を利用し、1日あたり2名程度の利用だった。在園児14名中3名の両親が共働きのため、無料で預かり保育を利用し、延べ87人が無料での利用で、およそ半分が有料での利用だった。

○小峰教育長職務代理者

- ・保育園に預けたい（共働きの）人は幼稚園の保育時間だと難しい。祖父母が近くに住んでおり、幼稚園バスへの送迎をしてくれれば良いが、時間的な部分で幼稚園に対応できない家庭が増えている。鳩山幼稚園の預かり保育時間の延長により、時間の面で改善され、保護者は助かり、園児の増加に繋がると思う。保育担当者の人手対策を含め無理なく進めて頂けると保護者はありがたいと思う。

○関根委員

- ・10月1日から施行とのことだが、本年度の園児募集時に預かり保育延長の周知をどう行うか。

○坂元主幹

- ・今、例規の改正を行っているが、夏、冬、学年末休みの預かり保育時間の延長は既に令和6年度から試行していたので、周知済みである。

○小峰教育長職務代理者

- ・預かり保育時間の延長は、鳩山幼稚園の選定の参考になると思うので、選定されるように周知が必要と思う。

○小峰教育長職務代理者

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。
(意見なし)
- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(2) 議案第6号 令和8年度当初教職員人事異動の方針の制定について

- ・朗読：島野事務局長/説明：根岸局長補佐

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第6号 令和8年度当初教職員人事異動の方針の制定について」を議題とする。
- ・本議案は、人事案件になるので、秘密会とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、議案第6号の朗読並びに内容を説明する。
(議案第6号を朗読)
- ・議案の説明は、総務・学校教育担当主幹兼指導主事の根岸局長補佐からさせていただく。

○根岸局長補佐

- ・市町村教職員の人事に関しては、市町村教育委員会で方針及び細部事項を定めることになっている。令和7年8月27日付で、埼玉県教育委員会の方針ならびに細部事項が市町村に通知され、これに基づいて作成した市町村の方針及び細部事項がお手元の資料である。
- ・まず、1の基本方針だが、(1)から(8)であり、昨年度の当初人事方針との変更点はない。(1)の「適材を適時に適所に配置する。」これこそが人事のすべてといつても過言ではないと考えている。

(3) は「各学校の教職員組織の充実と均衡化」である。若手教職員の増加、暫定再任用職員の増加に伴い年齢の不均衡は否めない。昨年度までも年齢の均衡化を図るように人事異動に努めてきたが、令和8年度当初人事異動についても、そのような方向で進めていきたいと考えている。

(4) は、「長期的な展望に立って、計画的に異動を実施」ということで、各校の校長の方針や考え方等も十分勘案しながら進めていく。

(5) で、「新規採用教職員」の配置とあるが、本町に新採用教職員が割り当てられた際は、教職員組織の均衡を勘案して、適切な配慮に努める。

(6) では、「再任用職員」とあるが、それらの教職員の配置について、適切な配置とその運用に努める。

(8) は、令和2年度当初人事から新たに記された。「障害のある教職員」とあるが、それらの教職員の配置については、適切な配置とその運用に努める。

- ・ 次に2の転任・転補だが、こちらについても、「各学校間の不均衡の是正」と「魅力ある学校づくり」につながるよう、基本方針の「適材を適時に適所に」という言葉通り、必要な人材確保に努める。また、新規採用後、早期に複数校を経験するように、一般的に経験人事と呼ばれる人事についても、細部事項にあるように、そのことを考えながら人事異動を進める。それから、同一校の勤務年数が長い方には、異動対象ということで基本的には、7年以上、どんなに長くても10年ということが細部事項に示されている。以下については、記載されているとおりである。
- ・ 続いて、細部事項について、要点をかいつまんで説明させていただく。ここでは、先ほどの人事異動の方針を受けて細部事項が定められている。

まず、1の基本方針についての(1)の新規採用については、鳩山町でもできる限り新任者を配置したいと考えているが、今後、児童生徒数の減少が見込まれることから、教職員定数管理を確実に行った上で新規採用教員の配置に努める。(2)の再任用についてだが、再任用というのは基本的にこちらに書かれているとおり、その退職した市町村内で任用するというのが基本になっている。このため、鳩山町に限らず、小さな町では配置換えに苦労しているところがある。現在、鳩山町では再任用者が、小学校に4名、中学校1名おり、週5日間フルタイム勤務をしている。また、次年度の再任用希望者は、小学校で3名、中学校で1名の予定である。

- ・ 次に2の転任・転補だが、(2)の市町村間の異動について、比企地区では人事異動について、連携をとりながら実施しており、令和8年度当初についても同様に実施する。
- (3)として、原則として異動を行わないという方が、同一校在職3年未満の方、産休・育休等取得中及び妊娠中の方、休職中の方である。
- (4)の経験豊かな教職員の異動を計画的に推進するとあるが、経験年数が20年以上の教員は鳩山町にもおり、その方々の異動については、他市町村の異動希望者とほぼ同じ条件の方との異動となる。
- ・ 次に、事務職員、学校栄養職員についてはご覧いただければと思う。
- ・ 次に(8)の新採用後6年以内に異動を行うとある。こちらはいわゆる「経験人事」と呼ばれているものである。令和5年度当初人事より異動対象上限年限が5年から6年に変更となった。5年から6年に変更された理由は、現行の制度では、教員の配置に不都合が生じるという課題や、地理的条件等により、学校数や教育環境に違いがあるため、経験人事対象者の意向地に偏りが生じてしまったり、地域により、新規採用教員の配置数に差があり、特に中学校においては、教科の採用数等にも差があり、人事異動が成立しにくい等の課題があった。このような課題を少しでも解決するために経験人事の対象年限の上限について、5年から6年に変更することになった。原則として、市町村間の異動となる。経験人事については、西部教育事務所が取りしきって行っている。今年度も同様に行われ、同じような教職経験の方との交換ということになる。
- ・ (9)の同一校在職10年以内に異動を行うという点については、鳩山町については守ることができるよう努力をしている。特に7年以上の者については積極的に異動ということで、異動対象になるが、学校等の実情により場合によっては、異動しない場合もある。
- ・ 最後に5のその他だが、(2)の退職について、令和7年度、退職の勧奨は原則行わないこととなっているが、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を申し出た者については、丁

寧に話を聴きとった上で、県とも連携を図り柔軟に対応する。

- ・以上説明とする。

【質疑応答】

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・次年度の再任用希望者は、小学校で3名、中学校で1名の予定と、現在より減るが、新たな対象者がいないのか。

○根岸局長補佐

- ・そのとおり。定年退職者が一人もいない。退職年齢が引き上げられ、61才が62才になれば、新規再任用者がいないので、1名減少している。定年退職者は来年度はいるが、再来年度はない。

○小峰教育長職務代理者

- ・学校の統合の問題が始まっている市町村もあるので、ますます人事異動が難しくなっているのか。

○根岸局長補佐

- ・そのとおり。統廃合により教員が余ることになるが、本採用教員の行き先を考えないと大きな問題になることから、近隣の自治体も先を見通しながら配置を検討している。

○小峰教育長職務代理者

- ・それは難しいと思う。
- ・ほかに質疑のある委員はいるか。
(意見なし)
- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(3) 議案第7号 令和7年度準要保護児童生徒の認定（追加）について

- ・朗読：島野事務局長/説明：小峰主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第7号 令和7年度準要保護児童生徒の認定（追加）について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。
- ・個人情報に関わる議案につき、秘密会とする。

○島野事務局長

- ・それでは、議案第7号の朗読並びに内容を説明する。

(議案第7号を朗読)

- ・議案の説明は、総務・学校教育担当の小峰主幹からさせていただく。

○小峰主幹

- ・当該認定審査については、令和7年度2回目の審査となる。今回の審査は前回の審査期間の翌日である6月24日から9月25日までに申請をされた方を対象にしている。
- ・お手元の資料の「申請者一覧」をご覧いただきたい。9月25日までに1世帯1名の申請を受け付けた。
- ・就学援助の認定要件や表の記載事項については、6月開催の教育委員会で説明した内容と同様のため割愛する。
- ・審査の基準等については、資料中央の「収入月額(所得)」と「(生活保護基準額に1.3を乗じた)認定基準額」を比較し、資料右側の「判定」列にて○×を明記し、機械的に判定を行っている。
- ・Kさんについては、当該金額(認定金額)に達していないので、経済的に困窮しているものと考えられる。
- ・なお、世帯構成員それぞれの収入額は、次の資料の「収入照会一覧」に記載している。
- ・本議案では、9月中に申請されたため、9月1日を認定日としてよいか審査をお願いする。
- ・以上、簡単だが、「議案第7号 令和7年度準要保護児童生徒の認定(追加)について」の説明とさせていただく。

【質疑応答】

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・申請者の昨年度の申請状況はどうだったか。

○小峰主幹

- ・令和5年度は申請されていたが、令和6年度の申請はなかった。

※このほか、家族状況に関する質疑有(省略)

○小峰教育長職務代理者

- ・認定基準どおり判断することとし、9月1日付で認定ということでよろしいか。
(異議なし)
- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。
- ・これで秘密会を解く。

◎ 日程第4 その他

(1) 協議事項 (なし)

(2) 教育委員報告事項 (なし)

(3) その他

○宮崎教育長

- ・鳩山中学校の活動について報告する。
- ・吹奏楽部が、県大会で銀賞を受賞した。
- ・また、新人戦において、女子テニス部2名が個人戦で県大会へ出場することになった。

○小峰職務代理者

- ・吹奏楽部員は何人いるか。

○伊藤委員

- ・人数は十分いる。

○小峰職務代理者

- ・銀賞でも素晴らしいと思う。



(4) 次回教育委員会の開催日程について

○小峰職務代理者

- ・それでは、続いて、「(4) 次回教育委員会の開催日程について」であるが
- ・次回会議の日程について事務局の説明を求める。

○松ノ元局長補佐

- ・次回教育委員会だが、候補が少なくて申し訳ないが、令和7年10月24日（金）又は30日（木）の13時30分～役場2階委員会室で開催したい。いずれに開催するか委員間協議をお願いしたい。

※委員間協議

○小峰職務代理者

- ・それでは、第5回教育委員会は、令和7年10月30日（木）の13時30分～役場2階委員会室で開催する。
- ・全ての議題が終了したので進行を事務局にお返しする。



◎閉会の宣言（午後2時50分）

○宮崎教育長

- ・以上をもって、令和7年度第4回鳩山町教育委員会を閉会する。